

[事案 2022-338] 損害賠償請求

・令和5年12月21日 裁定終了

<事案の概要>

年金受取時の贈与税の課税について、募集人から説明を受けなかったことを理由に、贈与税額相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成10年12月に契約した個人年金保険2件（契約者・被保険者は申立人夫（以下、「自分」もしくは「申立人」）、年金受取人は申立人妻。契約①②）について、年金受取開始前に贈与税が課税されることが判明したが、以下等の理由により、贈与税額相当額を損害賠償してほしい。

- (1) 申込時、募集人から、年金受取人を自分の妻にした場合には贈与税が課されるとの説明はなかった。妻は、契約①②とは別に個人年金保険を2件契約しているため、申込みから24年もの間に説明の機会があったはずだが、募集人からは何の説明もされなかった。
- (2) 令和4年11月に面談した際、募集人から「数年前に別の顧客から同様の話が出ていた」と聞いたが、その頃に贈与税がかかる旨案内されていれば、契約①②を払済にするなどして贈与税を抑えることができた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①の申込時、申立人の要望は、申立人妻に年金を残すこと、保険料の給与引去りのメリットと個人年金保険の税制適格のメリットを活用することだったが、その後、申立人から個人年金保険を増やしたいとの申し出があり、契約②を契約するに至った。契約①②の申込時、申立人が税務署に勤めているということもあり、募集人は口頭で贈与税の説明を行った。
- (2) 生命保険契約の課税に関する事項は、生命保険契約固有の内容をなすものではないため、課税の取扱いについて、書面等を用いて具体的に説明する義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人夫妻に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。